（業務に関する規則の届出）

第十九条　会社は、職制、定員その他組織に関する規則、給与に関する規則、退職手当に関する規則、旅費に関する規則、物品の取扱いに関する規則並びに会計及び財務に関する規則を制定し、又は改廃したときは、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。

（立入検査の証明書）

第二十条　法第二十八条第三項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、第二号様式によるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第九条の規定　公布の日

二　第九条、第十条、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条から第十九条まで及び第二十条（法第二十八条第一項の規定に基づく立入検査に係る部分に限る。）の規定並びに次条から附則第八条まで及び附則第十一条の規定（建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の改正規定中「消防団員等公務災害補償等共済基金」の下に「、新関西国際空港株式会社」を加える部分に限る。）　法附則第一条第二号に掲げる規定の日（平成二十四年四月一日）

（実施計画の記載方法）

第二条　実施計画（法附則第四条第一項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）のうち、法附則第三条第二項第一号に掲げる事項に係る部分については、関西国際空港株式会社（以下「関西空港会社」という。）の事業又は独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）の業務の種類に応じてその範囲を明らかにするために適切であると認められる方法により記載するものとする。

2　前項の場合において、当該事業又は業務の種類及び範囲を明らかにするために必要があると認められるときは、当該事業又は業務に関し、図面その他の書面を添付するものとする。

3　実施計画のうち、法附則第三条第二項第二号に掲げる事項に係る部分については、次の各号に掲げる関西空港会社又は機構の権利及び義務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより当該権利及び義務について記載するものとする。

一　資産及び債務　一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づく資産及び債務の区分に準じて区分して記載すること。この場合において、当該資産及び債務の種類を明らかにするために必要があると認められるときは、これらの区分を更に細分して記載すること。

二　その他の権利及び義務　その性質に応じて区分して記載すること。

4　前項の場合において、当該権利及び義務の範囲を明らかにするために必要があると認められるときは、当該権利及び義務に関し、図面その他の書面を添付するものとする。

5　実施計画のうち、法附則第三条第二項第三号に掲げる事項に係る部分については、関西空港会社の事業等（同条第一項に規定する関西空港会社の事業等をいう。次項において同じ。）又は機構の業務等（同条第一項に規定する機構の業務等をいう。次項において同じ。）の会社への適正かつ円滑な承継を図るために必要であると認められる事項を記載するものとする。

6　前各項に定めるもののほか、実施計画の記載に当たっては、会社への関西空港会社の事業等又は機構の業務等の承継に伴う法その他の関係法令の適用の明確化が図られるよう配慮するものとする。

（株式発行計画）

第三条　会社は、法附則第五条第一項の規定による指示があったときは、法附則第二条第四項の規定により定款に定めた事項を勘案して、株式の発行に関する計画（以下「株式発行計画」という。）を作成しなければならない。

（株式発行計画に記載する事項）

第四条　法附則第五条第二項の省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法附則第六条第一項又は第三項の規定による承継（以下単に「承継」という。）に際して発行する株式の数（会社が種類株式発行会社（会社法第二条第十三号に規定する種類株式発行会社をいう。）である場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）

二　承継に際して発行する株式の払込金額（株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）

三　法附則第五条第八項及び第九項の規定により出資される財産の内容及び価額

四　承継に際して増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項

五　その他必要な事項

（法附則第五条第四項の国土交通省令で定める事由）

第五条　法附則第五条第四項の国土交通省令で定める事由は、天災その他やむを得ない事情により同条第一項の計画に記載された事項を変更する必要が生じたこととする。

（株式発行計画の変更）

第六条　会社は、法附則第五条第四項の規定による指示に基づき株式発行計画を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更の内容について、機構（前条に規定する事由による変更の場合にあっては、政府及び機構）に協議しなければならない。

（大阪国際空港機能施設事業に係る貸付けの条件）

第七条　法附則第十八条第二項第一号の国土交通省令で定める貸付けの条件は、次のとおりとする。

一　大阪国際空港において行われる空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十五条第一項に規定する空港機能施設事業（以下「大阪国際空港機能施設事業」という。）に係る用地として貸し付ける区域

二　大阪国際空港機能施設事業に係る用地の貸付料

三　大阪国際空港機能施設事業に係る用地の貸付期間

四　大阪国際空港機能施設事業に係る用地の利用に関する事項

（法附則第十八条第二項第三号の国土交通省令で定める事項）

第八条　法附則第十八条第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第二十九条第二項に規定する空港運営権者が存する場合における当該空港運営権者の事業と法附則第十八条第二項に規定する特定大阪国際空港機能施設事業者（以下単に「特定大阪国際空港機能施設事業者」という。）の事業との連携に関する事項

二　法附則第十八条第一項の規定により適用される空港法第二十条の規定により特定大阪国際空港機能施設事業者が大阪国際空港機能施設事業の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合の措置

三　協定に違反した場合の措置

四　協定の変更に関する事項

五　その他必要な事項

（代表取締役等の選定等の決議の認可の申請に関する経過措置）

第九条　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令（平成二十四年政令第五十四号）附則第七条第一項の規定による認可の申請については、第九条の規定の例による。この場合において、同条中「会社」とあるのは「法附則第二条第一項の設立委員」と、「取締役会又は株主総会」とあるのは「創立総会」と読み替えるものとする。

（関西国際空港株式会社法施行規則の廃止）

第十条　関西国際空港株式会社法施行規則（昭和五十九年運輸省令第二十号）は、廃止する。

（建設業法施行規則の一部改正）

第十一条　建設業法施行規則の一部を次のように改正する。

第十八条中「、関西国際空港株式会社」を削り、「消防団員等公務災害補償等共済基金」の下に「、新関西国際空港株式会社」を加える。